

## I 基本方針

沖縄県建設技術センターは、沖縄県及び全ての市町村の出捐により昭和 58 年に設立され、県や市町村の建設技術職員及び民間建設技術者の技術水準向上のための研修、建設工事用資材の品質確保を目的とした公正中立な材料試験、県及び市町村の建設行政の円滑かつ効率的な執行に資する総合的技術支援や建築確認・検査等を実施してきた。

平成 31 年 4 月には、「公益財団法人」に認定され、現在は 9 つの公益目的事業と 2 つの収益事業を軸にこれまで以上に公益性の高い事業に取り組んでいる。

令和 7 年度は引き続き、建設行政を支援・補完する機関として、建設産業の人材育成のための研修や社会資本の整備等、公益に資する事業を推進していく。

## II 公益目的事業

### 1 研修事業

国・県・市町村および民間の技術者を対象に、急速に多様化・高度化する建設技術に対応し良質な社会資本の整備を担う人材育成を目的に、社会資本の整備に係る専門的知識や技能等の習得・向上を図るための研修を実施する。

### 2 建設技術情報提供事業

建設技術者をはじめ広く一般県民へ、各種建設事業報告書や建設技術図書等は無償で公開し、良質な社会資本整備に関する県民の理解を深めるとともに、建設技術者の知識や技術力の向上を図る。

### 3 建設材料試験事業

社会資本整備に係る建設工事用資材の品質確保を図ることを目的に、公平性・中立性・信頼性を確保した第三者試験機関としてコンクリート試験、アスファルト合材試験、化学試験及び土質試験を実施する。

### 4 建設リサイクル資材試験・認定事業

持続可能な資源循環型社会の構築を目指すため、県が制定した「沖縄県リサイクル資材評価認定制度」の審査等機関として、建設リサイクル資材（ゆいくる材）の認定や運営に関する業務を行う。さらに、認定後の更新審査や品質管理試験実施によるゆいくる材の品質と安全性の確保、また、認定制度や認定資材の普及活動に取り組む。

## 5 調査研究事業

道路構造物の塩害等に関する劣化状況調査や、コンクリート構造物の高耐久性・長寿命化に関する調査業務を実施するとともに、フライアッシュコンクリートの中性化に関する自主研究を引き続き行っていく。

## 6 公共土木施設台帳管理事業

県や市町村が整備・管理する公共土木施設（道路、橋梁、河川、下水道、港湾等）の施設台帳整備等の支援を行うとともに、これらの施設情報を一元的に管理する OCTC 公共施設情報管理システムの利活用拡大を推進する。

また、市町村管理橋梁等の点検や長寿命化計画更新業務を引き続き実施するとともに、ドローン点検等の新技術の活用を検討し、点検業務のさらなる効率化や予防保全型インフラメンテナンスの支援に取り組む。

## 7 開発情報事業

社会インフラの維持管理の効率化に資することを目的に電子成果物審査業務を実施し、工事や設計業務等の電子成果物の品質確保を図っていく。

また、市町村への電子納品普及活動を実施し、支援拡大に繋げる。

## 8 建築確認・検査事業

沖縄県知事に指定された指定確認検査機関として、建築物の計画段階において建築基準法や関係規程への適合性を審査・確認するとともに、工事中や工事完了時の検査を実施し、安心・安全な住環境を提供していく。

## 9 構造計算適合性判定事業

沖縄県知事に指定された指定構造計算適合性判定機関として、一定規模以上の建築物の法令適合性の確認に際して行う、構造計算の適合性判定を実施する。

### III 収益事業

#### 1 総合的技術支援事業

沖縄県が発注する公共工事について、積算や監督代行業務を引き続き実施し、県の発注関係事務を総合的に支援していく。さらに、市町村への支援にも取り組んでいく。また、「一般競争入札における総合評価方式」による工事発注に係る技術審査業務の拡充を図っていく。

#### 2 住宅性能評価事業

住宅建築に係る国の各種施策を実施するための事業であり、県民に対する良質な住宅の供給を支援するため以下の業務等を実施する。

- ① 住宅性能評価業務
- ② 長期優良住宅に係る長期使用構造等確認業務
- ③ 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務
- ④ 住宅瑕疵担保責任保険業務
- ⑤ フラット35適合証明業務
- ⑥ 沖縄振興開発金融公庫融資住宅工事審査業務
- ⑦ 住宅省エネルギー性能証明業務

### IV その他

#### 1 新庁舎建設計画

新庁舎建設については建設資金の積み立てを行いながら、建設予定地の検討を行っているところである。令和5年度に策定した「沖縄県建設技術センター長期経営計画」において、研修事業の拡充に取り組むこととしており、当センター利用者の利便性の確保が課題となることや、建設材料試験業務に伴う振動・騒音等の懸念があることから、建設予定地や新庁舎の規模等について改めて検討を進めている。

#### 2 建設産業の魅力を伝える取り組み

○おきなわ建設フェスタへの参画(11月予定)

次世代を担う子供達とその保護者等に向けて、生活・社会基盤の整備を担う建設産業の魅力を楽しく、正しく理解してもらうことを目的に開催するものであり、センターも積極的に協力していく。